

めむろまちづくり参加条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
	<p style="text-align: center;"><u>第5章 町民参加推進会議</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(町民参加推進会議の設置)</u></p> <p><u>第21条 次に掲げる事項について町長の諮問に応じ答申し、又は町長等に意見するため、芽室町町民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置きます。</u></p> <p>(1) <u>この条例の改正・廃止</u></p> <p>(2) <u>この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止</u></p> <p>(3) <u>町民参加手続が十分に実施されたかなどの点についての評価</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、町の仕事への町民参加の推進に関し必要なこと</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(町民参加推進会議委員)</u></p> <p><u>第22条 推進会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内で組織します。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>町内において活動する団体が推薦する者</u></p> <p>(3) <u>町民等であり、町長が行う公募に応じた者</u></p> <p>2 <u>委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めるとと</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>もに、年代や職種等に配慮します。</u></p> <p><u>3 町長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないように努めます。</u></p> <p><u>4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</u></p> <p><u>5 委員は、再任することができます。</u></p> <p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p><u>第23条 推進会議に会長及び副会長各1人を置きます。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。</u></p> <p><u>3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となります。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。</u></p> <p><u>(会議について)</u></p> <p><u>第24条 会議は、会長が招集します。</u></p> <p><u>2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立します。</u></p> <p><u>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数のときは、会長が決めます。</u></p> <p><u>4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることが</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>できます。</u></p> <p><u>5 会議は、公開します。</u></p> <p><u>(庶務について)</u></p> <p><u>第25条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理します。</u></p> <p><u>(会長への委任について)</u></p> <p><u>第26条 この章に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。</u></p>